

内閣府設置法等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案の法律としての施行期日が経過したことに伴い、所要の規定の整理を行うこと。

(第二条関係)